

令和3年度 第4回 春日区地域協議会 次 第

日時：令和3年6月1日(火) 午後6時30分から
会場：上越市市民プラザ 第2会議室

延べ2時間

1 開 会

【2分】

2 あいさつ

【3分】

3 議 題

(1) 協議事項

① 地域活動支援事業の審査に係るプレゼンテーション②

1) 本日の進め方について

【5分】

> 進め方と役割

- ・ 提案団体の誘導・紹介 [事務局]
- ・ 事業説明 (6分間) [提案団体]
- ・ 再質問→回答 (3分間) [委員→提案団体]

> 再質問のルール

- ・ 再質問の内容は、提案団体のプレゼンや事前質問の回答に関することのみ
- ・ 個人的な評価や意見は含めない (評価や意見はプレゼン後の意見交換等で)

2) プレゼンテーション

【20分】

- > 1事業あたり約10分×2事業

② 地域活動支援事業の審査に係る意見交換

1) 今後の進め方について

【5分】

2) 提案団体と関わりのある委員の審査への関わり方

【20分】

3) 提案事業に関する意見交換

【60分】

- > 1事業あたり平均3分×22事業≒60分

(2) その他

4 その他

(1) 次回開催日の確認

【5分】

- > 日時 令和3年 月 日() 午後 時 分から
- > 会場 上越市市民プラザの会議室を予定
- > 内容 地域活動支援事業の審査・採択すべき事業の決定

(2) その他

5 閉 会

令和3年度地域活動支援事業(当初募集) 審査スケジュール(6/1 修正案)

※ 委員の作業を太字で表記

工 程	日 程	経過日数	作業内容	摘 要
事業提案書の受付	4月1日(木)～ 4月21日(水)	0	(工程のとおり)	21日間
提案書等の発送	4月28日(水)	7	・提案書一式の配付 ・質問票(様式)の配付	大型連休前に 発送
①提案書の精読、 質問(案)の作成	提出期限 5月10日(月)正午	19	・提案内容を把握 ・提案内容に生じた疑問点を様 式に記入し提出	質問票は、質 問がある委員 のみ提出
質問(案)の発送	5月11日(火)～12日(水)	20/21	・質問(案)一覧の配付	—
②質問(案)の確認	—	—	・各委員が作成した質問(案)を 把握	—
【地域協議会Ⅰ】 ③質問の確定	5月14日(金)	23	・個別質問、共通質問を確定	小グループで 質問を整理し た後、全体で 確認
質問の事前通告	5月17日(水)～19日(金)	26/28	・提案ごとの質問一覧及び回答 様式を送付	—
提案者による回答 及びプレゼン準備	提出期限 5月24日(水)～26日(金)	—	・回答様式に記入し提出 ・プレゼンテーションの準備	—
回答の発送	5月26日(水)～27日(木)	35/36	・提案者からの回答一覧の配付	—
○回答の確認	—	—	・各委員が提案者からの回答を 把握	—
【地域協議会Ⅱ】 ④プレゼンテー ション審査	5月29日(土)	38	・プレゼンテーションと再質問 の回答	提案者が出席 しやすいよう 土日に設定
【地域協議会Ⅲ】 ⑤意見交換 (+プレゼン テーション審 査(予備日))	6月1日(火)～ 4日(金)の間	41～44	・意見交換で提案内容の課題等 を整理・共有 ・採点票(様式)、減額案検討 シート(様式)の配付	提案者の都合 に合わせて日 を設定
⑥採点、 減額案の作成	提出期限 6月8日(火)～ 11日(金)の間	48～51	・採点票で採点し提出 ・減額案を記入し提出	全委員が提出
採点結果一覧等 の発送	6月16日(水)～ 18日(金)～21日(月)	56～58 61	・採点結果一覧の配付 ・減額案一覧の配付	—
⑦採点結果等の確 認	—	—	・全委員による採点の結果や減 額案を把握	—
【地域協議会Ⅳ】 ⑧採択すべき事業 の決定	6月22日(火)～ 25日(金) 26日(土) or 27日(日)	62～65 66 or 67	・採択すべき事業及び額を決定 ・残額があれば追加募集実施の 有無等を決定	—

(注) ⑤の開催日は、提案団体の都合を踏まえ、地域協議会で確認のうえ決定。

⑥以降の日程は、⑧と⑥に要する時間を考慮して設定。

「委員の審査への関わり方」に係る事前調査（結果）

(回答者数：19人)

(設問1) 委員ご自身と「令和3年度提案団体」との関係について

番号	事業名	規約における 会員の範囲	委員の回答				
			会長等	役員	会員	その他	計
春-01	春日野いきいきサロン			1			1
春-02	いきいき春日野			1			1
春-03	大豆町内会	区域内に住所を有する個人、賛助会員					0
春-04	藤新田町内会	町内会内に在住する世帯及び事業所				1	1
春-05	上越市春日山町3丁目町内会						0
春-06	上越市立春日小学校後援会	小学校区内の世帯代表1名または会の目的を賛助するもの			1		1
春-07	上越交通安全協会春日支部	春日地区内に居住する自動車所有者または運転免許の所有者、交通安全活動に協力する事業所	1		1		2
春-08	高志ビクトリーズ						0
春-09	わくわく歌声クラブ			1			1
春-10	春日地域青少年育成会議	春日中学校区の各団体等の代表、各町内会長、会長の推薦する者			2		2
春-11	謙信ジュニアバレーボールクラブ						0
春-12	春日バレーボールクラブ						0
春-13	高志小学校後援会	小学校区内の世帯主、趣旨に賛同する者				2	2
春-14	春日商工振興会	春日地区の商工業者	1		1		2

番号	事業名	規約における 会員の範囲	委員の回答				
			会長等	役員	会員	その他	計
春-15	春日山モルツ						0
春-16	上越商工会議所青年部	商工会議所会員事業所の経営者又は後継者及び準ずる者で、満50歳以下の者			1		1
春-17	春日野デュークス						0
春-18	春日野少年野球						0
春-19	春日中学校後援会	学区内町内会長及び自治会長			1		1
春-20	春日山城跡保存整備促進協議会	春日地区町内会や市内の団体・企業等で目的に賛同する団体と個人		2	1		3
春-21	謙信流陣太鼓	年齢、性別、地域は問わない			1		1
春-22	岩木1丁目町内会	区域内に住所を有する個人、賛助会員				2	2
春-23	地縁団体 大学南町内会	区域内に住居を有する個人、賛助会員					0
春-24	食育サークル mamma						0
計			2	5	9	5	21

※ 表中の回答は現在の関わりであり、「元〇〇」は含まない。

【語句の説明】

- ・ 会長等 … 団体の代表や三役（会長、副会長、会計）など
- ・ 役員 … 会長等以外の、理事や監査など
- ・ 会員 … 会長等及び役員以外の、団体に加入している人
- ・ その他 … 会員ではないが、団体の活動に参加している人

「委員の審査への関わり方」に係る事前調査（結果）

（回答者数：19人）

（設問2）委員の審査への関わり方について、ご自身のお考えに合うもの

審査の工程	委員の回答		
	選択肢	回答数	記述内容
① プレゼンテーション審査における提案事業の説明	現状のとおり（委員が代表者である場合は、説明を自粛する。）	15	－
	その他	2	・委員は出席を自粛する。 ・代表者でなくても関係者であれば自粛すべき。
	回答なし(空欄)	2	－
② 会議での発言	現状のとおり（委員が関係者である場合は、擁護する発言は自粛する。）	16	・理解ができないための問いがあった場合は、関係者が説明することは正当な発言である。
	その他	1	・委員は発言してはいけません。
	回答なし(空欄)	2	－
③ 採点・採決	現状のとおり（採点・採決を行う。）	10	・採点は全委員がすべきである。
	その他	7	・【参考】の3項目に準ずる。 ・委員が採点・採決に参加してはだめです。 ・採点・採決とも除外されるべきと思う。（※提案団体の公共性が強く公益に資するものと、私的な利益供与を受けるものとは区別するのも一案） ・委員が代表者である場合は、採点・採決に参加しない。 ・関わりのある団体の採点・採決は行わない。 ・委員が提案団体の代表・副代表・役員の場合は、その案件に限り、採点・採決に参加できないようにする。 ・会議での話し合いが必要。
	回答なし(空欄)	2	－

【参考】

- (1) 現在の取扱い（令和3年3月18日㊦第12回協議会で確認）
 - ・ 団体に所属する委員の審査への参加
委員の申し合わせにより、該当する委員は当該事業を擁護する発言、プレゼンテーションへの出席を自粛する。
- (2) 「令和3年度地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等」の審議で提出された意見
 - ・ 提案団体の関係者は採決に参加しないこととしてはどうか。
 - ・ 地域活動支援事業の提案団体の関係者が審査員を兼ねるのは疑問に思う。他の委員の発言の自由性が左右されるし、透明性が損なわれていると思う。
 - ・ 個人的な感情や誘導するような発言の禁止